

どういうことを立証しようとしているかについて説明する。

孫崎享さんの証言では次のことを立証する。

- ①駐在大使の任務及び業務の概要。
- ②大使から本国への報告が極めて高い正確性を求められること。
- ③本件公文書の成立の真正性。
- ④本件公文書の内容の正確性。
- ⑤1959年に田中耕太郎最高裁長官兼砂川事件最高



(武内更一弁護士)

裁大法廷裁判長が、ダグラス・マッカーサー2世米駐日大使らと裁判外で面談し、砂川事件上告審の審理や裁判官による評議の状況及び審理の進め方や判決の見通しを伝えた事実。

末浪靖司さんの証言では次のことを立証する。

- ①甲24～甲26の成立の真正性。
- ②本件公文書(甲4～6)が米国国立公文書館に保管されていた事実。
- ③本件各公文書の内容の正確性。
- ④孫崎さんの証言での立証趣旨⑤と同じ。

原告本人(土屋源太郎さん・椎野徳蔵さん)については次のことを立証する。

①原告(土屋源太郎・椎野徳蔵)が砂川事件最高裁判決で「公平な裁判所による裁判」を受ける権利を侵害されたことで精神的損害を被り、また、同判決後同人が多大な苦勞を負うに至ったこと。

原告本人(坂田和子さん)については次のことを立証する。

①亡坂田茂が砂川事件最高裁判決で「公平な裁判所による裁判」を受ける権利を侵害されたことで精神的損害を被り、また亡坂田茂及び原告坂田和子が同判決後多大な苦勞を負うに至ったこと。

次回の法廷では、いよいよその証人の採用と日程を決めることになると思う。11月28日の法廷は大事な局面になるので、ぜひ皆様においでいただきたい。皆さんが注目しているということが、裁判所を押し大きな力となる。

【細川潔 弁護士】

今回もたくさんの方々にお集りいただき、感謝している。恐らく次々回あたりから証人尋問が始まる形になる。尋問は裁判の華なので、ぜひ傍聴においでいただき、この裁判を盛り立てていただければと思う。

【原告 坂田和子】

細川弁護士が「尋問は裁判の華」と言われたが、去年、映画『主戦場』をめぐる裁判を傍聴していた



(左から)原告坂田、原告土屋、
武内弁護士、細川弁護士、司会島田

際、ミキ・デザキさんの尋問は本当に迫力があって法廷ドラマのようだった。私も今回の尋問を楽しみにしている。尋問が採用されるかどうか重要。採用されたらそれに応えるような陳述を自分もしなくてはいけないと気持ちを新たにしているところだ。

【原告 土屋源太郎】

明日(9月27日)は安倍元首相の国葬だ。国民の約6割が反対している。それを国会審議をせずに閣議決定で決めた。こんなおかしな話はない。重要なことを閣議決定で決めるという前例をつくったのは安倍元首相だ。2014年、集团的自衛権行使容認を閣議決定で決めた。その法的根拠に砂川事件裁判の最高裁判決を悪用した。その悪しき前例をつくった安倍元首相が国葬になるなんてとんでもない。

当時、我々は、米公文書館で発見された公文書に基づき、砂川事件裁判最高裁判決がいかにインチキだったかということを証明し、再審請求をする準備をしていたところ、集团的自衛権行使容認を閣議決定するという報道があったので、国会会期中に異議申し立ての意味も含めて再審請求を行った。

それから現在まで約8年、再審請求、国賠訴訟という形で裁判が続いている。これほど長く戦えるとは私は思っていなかった。これは弁護士の先生方の大変な努力、原告の仲間たちの努力、そして何より多くの皆さんの御支援・御支持があったことだ。本当に感謝してもしきれない。

ついこの間88歳になった。88歳でこんな運動ができるなんて、それこそ砂川闘争の時代に考えたことはなかった。こんな恵まれた状況にいるなんて、私としては大変うれしい限りだ。次回は11月28日。ぜひ多くの方に傍聴に参加いただいて、皆さんと一緒に戦いたい。どうぞよろしくお願いいたします。



(原告 土屋源太郎)



(報告会の様子)

今回の口頭弁論後の報告会の模様は川島さま撮影による動画で御覧になれます。YouTubeで「2022/9/26 砂川事件裁判国家賠償請求訴訟 第9回口頭弁論報告集会」で検索ください。御参加の皆さま、そして撮影くださった川島さま、誠にありがとうございました。